

森林環境譲与税を活用した取組



木質環境整備促進支援事業

目 的

町民等が利用できる空間において木の魅力に触れられる機会を創出するとともに、地域産材利用の推進を図ることで森林の有する多面的機能の継続的な発揮に資するため、不特定多数の町民等が利用する施設（以下「公共的施設」という。）の木質化に対し支援する。

【事業内容等】

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助額
公共的施設整備 ※消費税は補助対象外	町内の公共的施設において木の魅力についてPR効果が期待できる空間の木質化	玄関、ロビー等の天井、床、壁等の木質化に係る費用	3分の2以内、上限額50万円
		玄関、ロビー等への木製品の導入費用	
		木造の公共的施設の建築に係る費用	2分の1以内、上限額250万円
木育環境整備 ※消費税は補助対象外	町内の保育所等において子どもが見る、触れる又は利用できる空間の木質化	子どもが利用する、玄関、遊具室等の天井、床、壁等の木質化に係る費用	3分の2以内、上限額50万円
		子どもが利用する木製品（机、椅子等）の導入費用	10分の10以内、上限額10万円

【事業実績】

事業区分	導入商品	補助額	導入状況
公共的施設等整備 （木造の公共的施設の建築）	森の〇〇な家	2,500千円	
木育環境整備 （木製品の導入）	木製椅子	90千円	